



2019年5月28日
全国港湾 18 発第 121 号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌三 殿



事前協議違反に係る争議予告通知

周知の通り、事前協議制度違反に関する申し入れ(19年2月4日付)の取り扱いについて、19春闘第8回中央港湾団交議事録確認(19年5月9日付)にもとづき、小団交において協議をしているところです。

しかしながら、小団交では、制度運営の当事者として貴職からは本件の重大性に鑑み、問題を解決するために、当該ユーザーにについて主体的に働きかけ、問題を再発させないよう措置するとの表明がありませんでした。

第1回小団交において、組合側として強調したところですが、このまま協議が整はないまま推移すれば、近々にも同様の事案が発生する可能性があるだけでなく、この事案に倣って他のユーザーが事前協議申請を行わずに入港・荷役実施を強行する可能性があるという強い懸念を持っています。

このような事態は、議事録確認で言うところの「協議期間中はストを延期する」と確認したことと別次元の問題です。つまり、あらたな事前協議違反という問題です。

については、次の通り争議予告として通知します。

記

1. 19年2月4日付け申し入れの事案以外に新たな事前協議違反が発覚した場合は、労働組合として争議権行使を含む行動を行う。
2. 行動内容は、別途通知する。

以上